



鳥取県公報

平成 19 年 6 月 26 日 (火)
第 7900 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|------------|--|
| ◇ 告 示 | 出納長の権限に属する事務の一部の委任 (549) (指導管理課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (550) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所及び指定訪問看護事業の廃止の届出 (551) (〃) 2 保安林の指定の解除 (552) (森林保全課) 3 保安林の指定予定 (2 件) (553・554) (〃) 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (555～557) (〃) 4 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (63) 6 |
| ◇ 教委告示 | 定例教育委員会の招集 (16) (教育総務課) 6 |
| ◇ 内水面漁管委告示 | コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (5) 6 |
| ◇ 公 告 | 共済事業に係る平成 18 年度の経営状況 (住宅政策課) 7 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 8 鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (中部総合事務所農林局) 12 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 12 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (行政監察室) 14 一般競争入札の実施 (企業局経営企画課) 16 |

告 示

鳥取県告示第 549 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

赤碕港の国有財産の使用に係る既往占用料支払債務確認書に基づく既往占用料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

課長補佐 大江 誠二

管理係長 山根 佳人

副主幹 町 鉄男

3 委任期間

平成 19 年 6 月 26 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 550 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------|-----------|
| はまはし眼科医院 | 境港市渡町2768-1 | 平成19年6月1日 |
| 医療法人社団ひだまりクリニック | 米子市皆生温泉二丁目20-31 | 〃 |
| 医療法人社団山県整形外科医院 | 米子市旗ヶ崎一丁目5-6 | 〃 |
| 武田医院 | 西伯郡伯耆町溝口266-3 | 〃 |
| 二部診療所 | 西伯郡伯耆町二部1554-4 | 平成19年6月5日 |

鳥取県告示第 551 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は指定訪問看護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-----------------|------------|
| はまはし眼科医院 | 境港市渡町2768-1 | 平成19年5月31日 |
| ひだまりクリニック | 米子市皆生温泉二丁目20-31 | 〃 |
| 山県整形外科医院 | 米子市旗ヶ崎一丁目5-6 | 〃 |
| 武田医院 | 西伯郡伯耆町溝口266-3 | 〃 |
| 二部診療所 | 西伯郡伯耆町二部1554-4 | 〃 |

2 指定訪問看護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーションの名称 | 訪問看護ステーションの所在地 | 廃止年月日 |
|---------|------------------|---------------|------------------|----------------|
| 医療法人大淀会 | 米子市淀江町佐陀 2169 | 大淀会訪問看護ステーション | 米子市淀江町佐陀 2169 | 平成19年5月 31日 |

鳥取県告示第 552 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町妻鹿野字財尾山2106の2、2106の4、2107の2、2107の3

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第 553 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字太田字門上谷311、312、314

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第554号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市気高町常松字家ノ奥215の1、字千葉谷569
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第555号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字諸鹿字広留949の8から949の11まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

鳥取県告示第 556 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字波多字ダイノナル658の1から658の6まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 557 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町福万来字野呂山川東150の1、150の2(次の図に示す部分に限る。)、150の3から150の8まで、150の9(次の図に示す部分に限る。)、字カヅラヶ谷右平山772、字仲ノ谷785、786、字本谷山787から789まで、790の1、790の2、791、792、生山字板井谷山313の2、313の151、313の200から313の207まで、福寿実字隠地山679の1、679の2、680、字地輪ヶ塚681、字上細越682、字下細越683、字ウ子横手道下タ684、字ウ子横手道上エ685、字上長塚1164、字関ノ谷1308、字佐利ヶ塚1334、字奥鉦ヨリ峠ノ塚1337、1337の1、1337の2、霞字野路山1074の1から1074の3まで、折渡字川東中山1203、字上ミ川東山1253の1、1253の2、1254の1、1254の2、1254の7(次の図に示す部分に限る。)、下阿毘緑字足渡世山1428、字笹ノ子原ノ向1449、字釜ヶ塚1585、字菅ヶ谷1587、字安右衛門山1588、字猿ヶ口山1709の1、字滝ノ谷第一1710、字滝ノ谷第二1712の2、字小松山1713、字藤舞山1714の1、1714の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 63 号

平成 19 年第 9 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 6 月 27 日 (水) 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 16 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 6 月 28 日 (木) 午後 1 時 45 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員会室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育審議会への諮問について
 - (2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 5 号

平成 19 年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 3 号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------------------------------|
| (1)～(11) 略 | (1)～(11) 略 |
| <u>(12) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続するすべての用水路</u> | |
| <u>(13) 略</u> | <u>(12) 略</u> |
| <u>(14) 略</u> | <u>(13) 略</u> |
| <u>(15) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続するすべての用水路</u> | |
| <u>(16) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川</u> | |
| <u>(17) 伯耆町二部の白潟橋より下流の野上川</u> | <u>(14) 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流の野上川</u> |
| <u>(18) 略</u> | <u>(15) 略</u> |
| <u>(19) 略</u> | <u>(16) 略</u> |
| <u>(20) 略</u> | <u>(17) 略</u> |
| <u>(21) 略</u> | <u>(18) 略</u> |
| <u>(22) 略</u> | <u>(19) 略</u> |
| <u>(23) 略</u> | <u>(20) 略</u> |
| <u>(24) 略</u> | <u>(21) 略</u> |
| <u>(25) 略</u> | <u>(22) 略</u> |
| <u>(26) 略</u> | <u>(23) 略</u> |
| <u>(27) 略</u> | <u>(24) 略</u> |

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成18年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成18年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

709

| | |
|---------------|--------------------|
| 加入戸数 | 843,001戸 |
| 共済委託契約金額 | 7,511,809,878,000円 |
| 火災共済掛金 | 1,008,826,395円 |
| 被災戸数 | 460戸 |
| 火災共済給付金 | 393,510,652円 |
| 特定給付金 | 15,350,690円 |
| 復興建築助成戸数 | 115戸 |
| 復興建築助成金 | 51,982,005円 |
| 住宅災害見舞戸数 | 2,789戸 |
| 住宅災害見舞金 | 41,973,000円 |
| 住宅防火施設整備補助会員数 | 107 |
| 住宅防火施設整備補助金 | 48,096,100円 |

2 収支計算

(1) 収入

| | |
|------------|----------------|
| 火災共済掛金収入 | 1,008,826,395円 |
| 建物管理の部収入 | 44,055,982円 |
| その他の収入 | 2,834,643,512円 |
| 当期収入合計 (A) | 3,887,525,889円 |
| 前期繰越収支差額 | 53,798,324円 |
| 収入合計 (B) | 3,941,324,213円 |

(2) 支出

| | |
|--------------------|----------------|
| 事業費 | 692,350,264円 |
| 管理費 | 153,486,282円 |
| 建物管理費 | 25,894,669円 |
| 特定資産等取得支出 | 2,466,757,940円 |
| 当期支出合計 (C) | 3,338,489,155円 |
| 当期収支差額 (A) - (C) | 549,036,734円 |
| 次期繰越収支差額 (B) - (C) | 602,835,058円 |

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成19年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年6月5日付鳥取県告示第500号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|------------------------------|
| 小西 由之 | 岩美郡岩美町大字陸上字木谷口 1699 |
| 大西文次郎 | 岩美郡岩美町大字陸上字柳ケ左近 1703 |
| 奥菌 秋雄 | 岩美郡岩美町大字陸上字柳ケ左近ノ内才神 1713 |
| 岩本ちづ子 | 〃 |
| 小野原 繁 | 〃 |
| 奥菌 秋雄 | 岩美郡岩美町大字陸上字柳ケ左近ノ内才神 1713 の 1 |
| 岩本ちづ子 | 〃 |
| 小野原 繁 | 〃 |
| 寺谷熊十郎 | 岩美郡岩美町大字陸上字井津ノ谷 1721 |
| 北川 博史 | 岩美郡岩美町大字陸上字治朗代 1727 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字治朗代 1729 |
| 木村 吉藏 | 岩美郡岩美町大字陸上字大曲ケ 1747 |
| 小西安太郎 | 岩美郡岩美町大字陸上字大曲ケ 1749 |
| 山下 光男 | 岩美郡岩美町大字陸上字大曲ケ内下花尾 1750 の 1 |
| 寺谷 彰祐 | 〃 |
| 寺谷英一郎 | 〃 |
| 小山 秀雄 | 〃 |
| 小西 由之 | 〃 |
| 寺谷 彰祐 | 岩美郡岩美町大字陸上字菜畑 1752 |
| 寺谷英一郎 | 〃 |
| 寺谷 彰祐 | 岩美郡岩美町大字陸上字菜畑 1752 の 1 |
| 寺谷英一郎 | 〃 |
| 寺谷 たき | 岩美郡岩美町大字陸上字菜畑 1757 の 1 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥間藤 1755 |
| 寺谷 彰祐 | 〃 |
| 寺谷英一郎 | 〃 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥間藤 1756 |
| 寺谷 彰祐 | 〃 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥間藤 1756 の 1 |
| 寺谷英一郎 | 〃 |
| 小西安太郎 | 岩美郡岩美町大字陸上字藤谷 1774 |
| 田中 幸藏 | 岩美郡岩美町大字陸上字藤谷 1776 の 2 |

| | |
|-------|-------------------------|
| 岡田 裕幸 | 岩美郡岩美町大字陸上字神子谷 1781 |
| 寺谷 彰祐 | 岩美郡岩美町大字陸上字落合 1793 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字落合 1794 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1797 の 2 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1798 の 2 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1799 |
| 〃 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1800 |
| 海村 為藏 | 岩美郡岩美町大字陸上字奥落合 1801 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 6 月 5 日付鳥取県告示第 501 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 勝原 篤利 | 八頭郡八頭町姫路字内源山 804 の 2 (次の図に示す部分に限る。) |
| 〃 | 八頭郡八頭町姫路字内源山 804 の 3 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 6 月 5 日付鳥取県告示第 502 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 吉田長太郎 | 八頭郡八頭町姫路字広畑ヶー 802 の 1 |
| 〃 | 八頭郡八頭町姫路字広畑ヶー 802 の 4 |
| 三島 正明 | 八頭郡八頭町姫路字広畑ヶー 803 の 11 (次の図に示す部分に限る。) |
| 永田 裕文 | 八頭郡八頭町姫路字石ヶ谷 805 の 5 (次の図に示す部分に限る。) |
| 細田 昭二 | 八頭郡八頭町姫路字石ヶ谷 805 の 6 |
| 永田 裕文 | 八頭郡八頭町姫路字石ヶ谷 805 の 64 |

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成 17 年鳥取県条例第 96 号）第 16 条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名 | 開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地 | 開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地 | 開 発 行 為 の 目 的 | 土地の面積 | | | 開 発 行 為 の 工 期 | 開 発 行 為 の 許 可 年 月 日 |
|--------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|----------------------------------|---|---|---|---------------------------|
| | | | | 開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積 | 開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積 | 開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積 | | |
| 白山建材有限 会社 代表取締役 山根 清道 | 倉吉市蔵 内 302 - 1 | 倉吉市 関金町 山口地 内 | 真砂土 の採取 | 8.5977 ヘクタ ール | 6.6537 ヘ クタール | 4.6332 ヘクタ ール | 平成 19 年 4 月 17 日 から平成 21 年 4 月 16 日まで | 平成 19 年 4 月 17 日 |

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の区分等

- (1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習
(2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務のうち、雑踏警備業務及び交通誘導警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期日

- (1) 平成 19 年 7 月 30 日（月）から同年 8 月 1 日（水）まで
(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 8 月 1 日（水）については、午前 9 時から正午までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

40 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 追加取得講習 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）による改正前の法第 11 条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成 19 年 7 月 2 日（月）から同月 6 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6 の(1)のアに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2 号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6 の(1)のイに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び 1 級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6 の(1)のウに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6 の(1)のエに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び旧 1 級検定に係る合格証の写し
- (5) 6 の(1)のオに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6 の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

情報システムの投資評価等業務 一式

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成 20 年 3 月 24 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち役務に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 13 日（金）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 27 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 入札日から過去 5 年間に情報システム監査又は情報システムのコンサルティングを行った実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県行政監察監行政監察室

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県行政監察監行政監察室 I T 検査・監査担当

電話 0857-26-7827

電子メールアドレス gyouseikansatsusitsu@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で平成 19 年 6 月 26 日 (火) 午前 9 時から同年 7 月 19 日 (木) 午後 5 時までの間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) 交付する。なお、次の鳥取県公式ホームページ (とりネット) から電子ファイルをダウンロードすることができる。

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64644>

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 27 日 (金) 午後 2 時

鳥取県庁第 3 会議室 (鳥取県庁本庁舎地下 1 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を 4 の (1) の場所に平成 19 年 7 月 20 日 (金) 午後 3 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
平成 19 年度発電所保護継電器他点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約日から平成 20 年 3 月 14 日まで
- (4) 履行場所
鳥取県営発電所（7 箇所）並びに企業局東部事務所及び西部事務所
春米発電所 八頭郡若桜町大字大炊
佐治発電所 鳥取市佐治町河本
加地発電所 八頭郡若桜町大字中原
小鹿第一発電所 東伯郡三朝町大字神倉
小鹿第二発電所 東伯郡三朝町大字三朝
新幡郷発電所 西伯郡伯耆町金廻
日野川第一発電所 日野郡日野町福長
東部事務所 鳥取市古海
西部事務所 米子市八幡
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、その資格区分が役務の電気設備に係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 7 月 3 日（火）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- (3) 平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 17 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）の資格を有する職員を雇用し、業務責任者として本件業務に従事させることができる者であること。
- (5) 発電所又は特別高圧の電気設備について本件業務と同程度の保守点検を行った実績があること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

- (1) 入札に係る問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271
鳥取県企業局経営企画課
電話 0857-26-7443 ファクシミリ 0857-22-6568
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
 - ア ホームページより入手する場合
平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 10 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku>）から入手するものとする。
 - イ 直接交付する場合
平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 10 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、（1）の場所で直接交付するものとする。
 - ウ 郵送による場合
平成 19 年 6 月 26 日（火）から同年 7 月 6 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に（1）の場所に、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、請求すること。
- (4) 郵便等による入札
不可とする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成 19 年 7 月 17 日（火）午後 2 時
鳥取県企業局会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書

類を、4の(1)の場所に平成19年7月10日(火)午後4時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。